

2017年07月12日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 金馬 健二

日本は、戦後70年余り、平和憲法のもとで、戦争をしない国として、平和を保ち、平和を愛する国として、世界中から信頼を集めてきました。

自衛隊と憲法9条の関係については、種々議論されてきましたが、少なくとも、これまでの日本政府は、自衛隊が行使できるのは、直接日本が攻撃された場合の個別的自衛権のみであり、集団的自衛権は憲法9条に反し、認められないと一貫した公式見解を述べ、これが国内外に浸透してきました。

ところが、安倍内閣は、平成26年7月1日に憲法解釈を突如として一変し、憲法9条のもとでも、集団的自衛権の行使が可能であると閣議決定し、平成27年5月15日に国会に「新安保法制案」を上程しました。

これに対し、圧倒的多数の憲法学者や元最高裁長官を含む複数の元最高裁判事、歴代の元内閣法制局長官、ほとんどの法律専門家が口を揃えて、「新安保法制案」は明白に憲法に違反すると、反対の意を表明し、日弁連を初めすべての単位弁護士会が反対声明をし、多くの国民が反対運動を繰り広げました。

しかしその中で、平成27年9月19日、国会において、総括質疑も行わず、議決とはいえない異様な状態で、自民党及びその補完勢力が多数にものを言わせて、新安保法制法案を強行採決しました。

新安保法制法は、一見、明白に憲法に違反する悪法であって、わが国はこの悪法によって、平

和大国に進む道を捨て、戦争をする国に突き進みつつあります。日本が戦争をする国となること
によって、私たちの人権が奪われ、平和的生存権が奪われることが目の前に差し迫っています。

現に、トランプ政権が、自衛の名の下での戦争を始めかねない危うい情勢のもとで、新安保法
制法に基づき、日本が積極的防衛協力をするを日本政府は公言しており、そのために、戦争
やテロ発生の危うさは現実のものとなっています。

また、内閣及び国会は、憲法改正の経路を経ずに、憲法について独自解釈をして、これを改変
する事態をもたらしており、これは、私たちの憲法制定権力に由来する憲法改正決定権を現実
に侵害しています。

近代国家の土台である立憲主義がこの国において壊されようとしているのです。

原告らは、年齢、性別、職業、生育環境等それぞれ異なりますが、いずれも、既に、平和的生
存権、幸福追求権を中心とした人権、憲法改正決定権等、憲法で保障されている重要な権利利
益の具体的侵害を受けています。

日本の近未来、子供達の近未来を真剣に考えれば考えるほど、新安保法制法の施行によっても
たらされる差し迫った理不尽な戦争やテロ等の具体的危険に対する不安の気持ちに苛まれる思い
を原告らは共有しています。

原告らは、そのような不安を取り払い、自らの当然の権利を守るべく、内閣総理大臣等を含む
公務員の不法行為に基づく国家賠償請求訴訟を提起したものです。訴訟上の制約から金銭給付請
求訴訟を提起していますが、金銭請求自体が目的でないことは、自ずから明らかであり、訴えの
利益も、その実態に照らして判断されるべきところです。

もはや、国民が大切なものを奪われようとしても、これに対する救済を司法に期待するのは幻
想であると批判する人もあります。「絶望の裁判所」とまで、いわれています。米軍基地の辺野
古移設に関わる福岡高裁那覇支部判決のような、始めに結論ありきの論理性の欠落したお粗末な
裁判がなされるなどして、国民の司法に対する信頼は、失われつつあることは残念ながら否定で
きません。

しかし、私たちは、日本の将来、子供達の将来を希望のあるものにするため、司法に最後の望みを託しました。信頼しうる司法を担うことのできる勇気のある良心的な裁判官はいるものと思っています。

どうか、裁判官の方たちには、本訴訟で提示している核心に、真剣に真正面から向き合っているだけ、希望の裁判所の姿をお示しいただきたいと、心から願います